

協議事項等の照会

令和4年度第3回さいたま市地域公共交通協議会

1. 照会の趣旨

さいたま市地域公共交通協議会及び各専門部会における議論の活性化や情報共有を目的に、事前に議題に対する意見等、協議事項並びに報告事項について、委員の皆様へ照会するものです。

また、いただいた協議事項等については、当該委員から協議会の中で御説明いただくとともに、会議資料は委員と事務局で調整させていただきます。

お忙しいところ、大変恐縮ではございますが、2月3日(金)までに、メール等でご意見いただけますようお願いいたします。なお、協議会当日に、本照会に記載のない事項の発言を妨げるものではございません。

※御意見等がない場合は連絡不要です。

2. 協議会での議事事項(予定)

令和4年度第3回さいたま市地域公共交通協議会では、下記に示す様な議題を予定しております。

議題番号	議題(予定)
(1)	地域公共交通計画について (主な内容: 計画の進捗管理について)
(2)	バス専門部会について (主な内容: 第3回バス専門部会の報告、桜区大久保・中央区西与野地区乗合タクシーの運行ルート変更に関する議決)
(3)	東西交通専門部会について (主な内容: 第2回東西交通専門部会の報告)
(4)	モビリティマネジメントについて (主な内容: MMプランの構成案とロードマップについて)
(5)	その他

3. 協議事項

協議事項について、内容とその理由を、以下のシートにご記載ください。以下の事項はさいたま市地域公共交通協議会条例における協議会の所掌事務を示しておりますので、ご参考としてください。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下「法」という。)第6条第1項に規定する地域公共交通計画(以下「地域公共交通計画」という。)の作成及び変更に関する協議
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る連絡調整
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する協議
- (5) 市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保のために必要な協議
- (6) 上記に掲げるもののほか、法第2条第1号に規定する地域公共交通に関し必要な協議

	内容	理由	公開・非公開
例	前回の国際興業株式会社やバス部会長の議事を踏まえた今後の進め方や取組に関する議論	運転手不足や厳しい経営状況を踏まえて、既存の公共交通を協議会として関係者間で取り組むべき内容の優先度を整理するとともに、今後の廃線などの地域交通のリスクへの対応方針や検討方法を協議する必要があるため	公開
1	(回答なし)		

4. 報告事項

報告事項について、内容とその理由を、以下のシートにご記載ください。

	内容	理由	公開・非公開
例	株式会社●●の●●事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに●●事業を立ち上げたため ・▼▼に伴い■事業の見直しを行うため 	非公開
1	東武バスウエスト株式会社 上限運賃改定申請について	3月3日に運賃改定の申請を国土交通省へ行ったことにつき報告	
2	国際興業株式会社 運賃改定の実施について	3月16日に運賃改定の実施することにつき報告	

5. その他意見など

その他意見などございましたら、内容とその理由を、以下のシートにご記載ください。

	内容	理由	公開・非公開
1	(回答なし)		